

★ 広島県証紙規則の一部を改正する規則（規則第三十二号）（会計総務室）

一 改正の要旨

地方自治法の一部改正により出納長制度が廃止されたことに伴う必要な整理を行うとともに、指定金融機関から送付される領収済通知書の様式における送付先の記載を明確にすることとし、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第三十三号）（審査指導室）

一 改正の要旨

地方自治法の一部改正により出納長制度が廃止されたことなどに伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）  
（審査指導室）

一 改正の要旨

行政組織の再編などに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第三十五号）（文書法制室）

一 改正の要旨

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり関係規則の規定を整理した。

規 則 名	改 正 の 内 容
広島県物品管理規則	出納長制度が廃止され会計管理者を置くこととされたことに伴う関係規定の整理
行政書士法施行細則	吏員制度の廃止により行政書士法が改正されたことに伴う立入検査証の様式の改正
広島県職員委員会規則	出納長制度の廃止に伴う広島県職員委員会の委員の構成の見直しなど関係規定の整理
広島県予算規則	出納長制度が廃止され会計管理者を置くこととされたことに伴う関係規定の整理
広島県人口移動統計調査規則	吏員制度の廃止に伴う市区町外転出者の申告についての規定における用語の整理
災害救助法施行細則	吏員制度の廃止により災害救助法が改正されたことに伴う立入検査証の様式の改正など関係規定の整理
食品衛生に関する条例施行規則	吏員制度の廃止に伴う立入及び調査を行う者についての規定における用語の整理
広島県家畜改良増殖法施行細則	吏員制度の廃止に伴う講習会の講師及び試験委員についての規定における用語の整理
広島県水産業改良普及事業の実施に関する規則	吏員制度の廃止に伴う普及指導員の任用資格についての規定における用語の整理
主要農作物種子法施行細則	吏員制度の廃止により主要農作物種子法が改正されたことに伴う検査員証の様式の改正など関係規定の整理
広島県屋外広告物審議会規則	吏員制度の廃止に伴う広島県屋外広告物審議会の委員についての規定における用語の整理
広島県営住宅管理審議会規則	吏員制度の廃止に伴う広島県営住宅管理審議会の委員の構成についての規定における用語の整理
広島県営住宅管理規則	吏員制度の廃止に伴う住宅管理者の選任についての規定における用語の整理
広島県労働委員会事務局の組織に関する規則	吏員制度の廃止に伴う職員の職についての規定における用語の整理など関係規定の整理

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 私立学校法等施行細則等の一部を改正する規則（規則第三十六号）（文書法制室）

一 改正の要旨

学校教育法の一部が改正され、盲学校、ろう学校及び養護学校が特別支援学校とされたことに伴い、次の規則の規定における用語の整理を行った。

- 1 私立学校法等施行細則
- 2 災害救助法施行細則
- 3 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則
- 4 健康増進法施行細則
- 5 広島県福祉のまちづくり条例施行規則

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）（行政管理室）

一 改正の理由

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（以下「特例条例」という。）の一部改正に伴い、新たに市町が処理する事務のうち、規則に基づく事務の範囲を定めるなど必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

特例条例第一条の表の第二十九号の二(II)に規定する事務

広島県立自然公園条例施行規則に基づく事務のうち、特別地域内における一時的な催しの計画の受理

2 特例条例第二条の表の第九号の七(1)及び第三条の表の第七号の二の規定により、緊急の必要があるものとして県が処理する場合について、規定の整理を行った。

3 特例条例第二条の表の第十一号の三(1)の規定により、市町が処理する対象となる県道を定めた。

4 特例条例第二条の表の第十二号の三の規定により、市町が処理する対象となる海岸保全施設が存する海岸保全区域を定めた。

5 特例条例第二条の表の第十六号の四(1)の対象市町の追加に伴い、対象となる河川を定めた。

6 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

1 2及び3以外の改正 平成十九年四月一日

2 二3の改正規定 平成十九年六月一日

3 二2の改正規定 平成十九年六月四日

★ 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則（規則第三十八号）（研究開発推進室）

一 制定の要旨

広島県立総合技術研究所のセンターの設備の利用及びセンターに対する試験等の依頼に関して必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係規則の整備に関する規則(規則第三十九号)  
(学事室)

一 改正等の理由

地方独立行政法人法の規定に基づき、県立広島大学の設置及び管理を行う公立大学法人県立広島大学を設立することに伴い、関係規則の規定を整備し、及び関係規則を廃止した。

二 改正の内容等

1 一部改正する規則

規則名	改正の内容
広島県公有財産管理規則	県立広島大学が行政財産の管理を分掌する地方機関ではなくなることに伴う関係規定の整理
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則	行為の届出を要しない公共的団体に公立大学法人県立広島大学を追加

2 廃止する規則

規則名	廃止の理由
広島県立大学学則	公の施設としての県立広島大学、広島県立大学、県立広島女子大学及び広島県立保健福祉大学の廃止並びにこれに伴う公の施設の使用料等の廃止
広島県立大学大学院学則	
県立広島女子大学学則	
県立広島大学保健福祉学部附属診療所使用料及び手数料条例施行規則	
県立広島女子大学大学院学則	
広島県立保健福祉大学学則	
県立広島大学管理規則	
県立広島大学組織規則	

三 施行期日

平成十九年四月一日



★ 公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（規則第四十号）  
（学事室）

一 制定の要旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第四十一号）  
（産業廃棄物対策室）

一 改正の要旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正され、石綿含有廃棄物が定義されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）  
（医療対策室）

一 改正の要旨

中山間地域等の医療機関に勤務する医師を育成する修学資金の貸付対象者について、大学生については四学年以上の者とするとともに、後期研修医を追加するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（規則第四十三号）  
（保健対策室）

一 制定の要旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症患者等が行う就業制限対象者非該当確認の請求の手続など必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十四号）（生活衛生室）

一 改正の要旨

旅館業営業許可申請書の様式を改めるなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 興行場法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十五号）（生活衛生室）

一 改正の要旨

興行場営業許可指令書の様式を改めるなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十六号）（生活衛生室）

一 改正の要旨

公衆浴場営業許可申請書の様式を改めるなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十七号）（生活衛生室）

一 改正の要旨

クリーニング所開設届の様式を改めるなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日



★ 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十八号）（社会援護室）

一 改正の要旨

生活保護法施行規則の一部改正に伴い、医療機関等の指定の申請書の様式を定めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則（規則第四十九号）（障害者支援室）

一 改正の要旨

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例の一部改正などに伴い、施設名称の変更、回数券の導入及び診療科の明示など関係規定の整理を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 県立病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十号）（県立病院室）

一 改正の要旨

県立病院使用料及び手数料条例の一部改正により、新たに人工授精料などが新設されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）（建設産業室）

一 改正の要旨

知事が行う建設工事の入札につき、談合等の不正行為を防止するため、不正行為を行った請負人に対して知事が請求する損害金の額の割合を十分の二に引き上げた。

二 施行期日

平成十九年六月一日

★ 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十二号）（建設産業室）

一 改正の要旨

建設工事に係る公募型指名競争入札を廃止することに伴う所要の改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則（規則第五十三号）（住宅室）

一 改正の要旨

次の県営住宅を廃止した。

名称	位置
県営船越住宅	広島市安芸区船越一丁目
県営宮原住宅	竹原市下野町

二 施行期日

平成十九年四月一日